

第268回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年2月22日(水) 14:55～16:15
- (2) 場 所 大島支庁本館4階中会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示について(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) うみがめの採捕についての指示について(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) 特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量(TAC)の運用について(報告)
- (5) 使ってもよい漁具と漁法について(報告)
- (6) その他

令和5年2月22日午後2時55分開会

【開 会】

吉元事務局長	<p>定刻より早いですが、全員お揃いですので、ただ今から第268回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>本日もお忙しい中委員全員の出席をいただきありがとうございます。</p> <p>早速議事に入りますが、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「中田委員」と「鳥居委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は中田委員と鳥居委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いします。</p>

【議事1 くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

茂野会長

それでは議事1【くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について】を議題といたします。この件は諮問事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

加治屋技術専門員

県庁水産振興課の加治屋です。くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、ということで御説明させていただきます。説明の前に、諮問文の訂正をさせていただきます。諮問文のあて先ですけれども、奄美海区漁業調整委員会と記載しております。奄美大島海区の間違いでございます。大変失礼いたしました。訂正いたします。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。水振第781号。令和5年2月9日。水産振興課扱い。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

次のページをお開きください。来年度4月1日から始まる令和5管理年度のくろまぐろのTACの設定ということでございます。まず、小型魚の設定でございます。本県に国から配分された漁獲可能量は、14.2トンとなっております。配分のルールにつきましては、県資源管理方針にありまして、「本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を、平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする」とされております。補足といたしまして、知事管理区分の説明を少しさせていただきます。区分につきましては、「定置漁業」と「その他の漁業」という管理区分がございます。さらにその2つが上半期と下半期に分かれております。

次に知事管理漁獲可能量の設定ということでございます。ポイントは、下の2点でございます。先ほど申し上げたとおり、ルールの基本はありますが、最近では当時と水揚げの状況が変わっておりますので、直近の漁獲実績を反映することとしたいということでございます。具体的には

- ・ 管理区分ごとの配分は、令和2～3管理年度の漁獲実績を反映する。

- ・ 上半期への配分は、それぞれ令和2～4管理年度で最も多かった漁獲実績を反映する。

ということでございます。まとめますと、下の表のとおりとなります。まず「定置漁業」と「その他の漁業」の配分比率ですが、漁獲実績のほうが、定置漁業が21.8トン、その他の漁業が5.9トンということで、78.82：21.18となります。県の留保として1割取りまして、残りの9割から今の比率に応じて算定したものがTAC配分①となっており、定置漁業に10.1トン、その他の漁業に2.7トンとなりまして、県の留保に1.4トンということで、合計14.2トンとなります。さらにということでTAC配分②とありますけれども、定置漁業の上半期に4.9トン、残り5.2トンを下半期に配分したいということでございます。次にその他の漁業ということで、2.7トンありますが、上半期に0.9トン、残りの1.8トンを下半期に配分するというところでございます。

続きまして、くろまぐろの大型魚でございます。本県に配分された漁獲可能量は8.9トンです。管理区分への配分ルールは、小型魚と同じルールとなっております。管理区分ごとの配分につきましては、令和2～3管理年度の漁獲実績を反映するというところでございます。まとめは表のとおりとなります。漁獲実績として、「定置漁業」が8.1トン、「その他の漁業」が3.3トンとなりました。これを基に配分比率を計算いたしますと、定置漁業が71.22%、その他の漁業が28.78%となります。こちらのほうは、上半期、下半期の別がございませんので、県の留保枠0.9トンを除いた残りの9割を配分比率に応じまして、TACの配分案としてましましては、定置漁業に5.7トン、その他の漁業に2.3トンとなりました。

今後の予定ですけれども、（県内の）3海区（の漁業調整委員会）への諮問等を経まして、県公報により告示する予定です。

説明は以上です。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

元山委員

小型魚のその他（のくろまぐろ漁業）のやつが、上半期と下半期の配分の差が定置漁業よりも大きいと思うんですけども、このような設定になっているのは何でだろうと思ったのですが。

加治屋技術専門員	<p>設定の差につきましては、定置漁業の上半期、その他の漁業の上半期も、過去に最も多くとれた実績というのを当てはめております。従って、定置（漁業）のほうが令和4年度の実績なんですけれども、過去に一番捕れた数量の4.9トン、その他につきましては過去に最も捕れた、令和2年度の実績なんですけれども、0.9トンという数量を当てはめております。</p>
篤委員	<p>今期といたしますか、今、まぐろの配分が足りなくて他県から融通してもらったりという実態があると思うのですが、本県に国から配分されている漁獲可能量の小型魚、大型魚の配分ルールというのは、去年全然足りてなかった訳ですから、実態がどうなっているのか、国の配分ルールが分かれば教えてください。</p>
加治屋技術専門員	<p>配分の比率につきましては、過去の実績を基に国から各都道府県に固定の比率（で配分される）というのがずっと続いております。過去には鹿児島県でも捕れていない時期というのが確かにあったんですけども、近年は増えているということで、国に対しては、担当者会議や意見交換会などの機会を通じまして、これは鹿児島県だけではないんですけども、他の都道府県からも、今までの（配分）比率は実態に即していないという意見は上げていまして、こういった比率を早期に改善してもらうように働きかけはしているところでございます。</p>
茂野会長	<p>他に、御質問はありますか。 それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。</p>
各委員	(異議なし)
茂野会長	<p>御異議がないようですので、議事1については、原案のとおり答申することと決定いたします。</p>

【議事 2 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示について
(協議)】

茂野会長

それでは、次に、議事 2【浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。事務局から説明をお願いします。

丸山書記

議事 2 について御説明いたします。資料 2 を御覧ください。「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示について」でございます。

「浮魚礁の敷設及び利用に係る委員会指示」につきましては、昭和 60 年に最初の指示を出しましてから、所要の改正を行いつつ、3 年ごとに有効期間の更新を行ってまいりましたが、現行の委員会指示の有効期間が今年の 3 月 31 日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新と、これに伴います承認取扱要領の更新を行うものでございます。

それでは、具体的な改正内容につきまして御説明いたします。資料の 1 ページを御覧ください。こちらは委員会指示の新旧対照表となっております。下線部分が今回の改正部分でございます。今回、委員会指示については現在の指示内容を大幅に変更するような中身の修正はなく、年次等の改正のみを行いたいと考えております。

上から順に御説明いたしますと、前文におきまして、指示番号及び指示年月日を改めております。なお、指示年月日は、県の公報掲載日になりますので、現時点では、空欄となっております。

次に、指示の「1」の(3)でございますが、こちらは、従前の委員会指示におきまして敷設の承認を受けた浮魚礁で、新しい委員会指示の施行の際に現存するもの、つまり既に委員会の承認を受けて敷設されている浮魚礁のうち令和 5 年 4 月 1 日時点で現存するものについては、この新しい委員会指示の有効期間内においては敷設の承認を受けたものとみなすという規定で、再度敷設承認申請書を提出しなくてもよいという内容のものでございますが、これにつきましても、アンダーラインを引いてある部分の指示年月日、指示番号、指示期間を改めております。

最後に「2」の有効期間でございますが、新しい委員会指示の有効期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間で改めます。

続きまして、資料の 2 ページから 3 ページに承認取扱要領の新旧対照表を掲載しております。こちらは、修正部分のみが掲載されており、省略されている第 1 は承認の対象者について、第 2 は承認の申請に必要な書類について記載されているものです。

今回修正を行う第3、海上保安部との協議の部分についてですが、こちらは、承認申請が委員会に提出があった際に、委員会から所管の海上保安部、奄美海上保安部に対して協議を行うことを定めている内容で、今回追記を行う但し書きについては、県が敷設する浮魚礁については、県から奄美海上保安部へ直接協議を行い、協議済のものについて、申請に必要な書類に協議済であることを示す書類を添付の上、申請を行ってもらうという流れとするための記載になります。修正を行う趣旨としては、鹿児島海区及び熊毛海区における浮魚礁敷設に係る委員会指示の取扱要領においては既にそのような記載があり、他海区と足並みをそろえるものでございます。参考までに13ページから14ページに、熊毛海区の取扱要領の抜粋したものを掲載しております。該当部分に下線を引いておりますので、後ほどお目通し願います。

また、取扱要領の附則につきまして、委員会指示と合わせて、施行日を令和5年4月1日、失効日を令和8年3月31日にそれぞれ改めます。3ページの取扱要領の様式第1号につきましても、新しい委員会指示番号第4-2号に修正いたします。

なお、4ページから11ページに、改正後の委員会指示、取扱要領及び浮魚礁敷設承認に係る審査基準の全案文を掲載しておりますので、お目通し願います。

次に、12ページを御覧ください。こちらが、当海区で承認した浮魚礁のうち、現存するものの数を設置主体ごとに示した表になります。現時点では合計で93基が現存しております。これは、今年度の委員会における浮魚礁敷設承認申請に係る協議の際にも申し上げましたとおり、今年度、これまでに当委員会で承認した浮魚礁を設置している各設置主体に対し浮魚礁の現況に係る調査を実施し、回答のあった機関についてはその回答内容を、一部、1月末までに回答のなかった機関がありますので、そちらについては今年度の調査実施時点で委員会で把握している数字を反映しております。今年度承認をしていただきました鹿児島県の表層型1基、まほろばやまと漁業集落の表層型1基、与論島漁業集落の中層型2基、えらぶ漁業集落の中層型2基につきましては、敷設が完了し次第、完了届の提出がある予定ですので、敷設予定6基を含めると、総数は99基となります。

最後に、先ほど申し上げた今年度の浮魚礁の現況調査に関し、とりまとめ結果を各機関へ共有する際に、事務局より、現存する浮魚礁については毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書を委員会へ提出する必要がある旨を文書で依頼しており、実績報告書の提出については、今年度末頃に改めて各浮魚礁設置機関に対し文書で依頼したいと考えております。

議事2についての説明は以上です。よろしくお願いたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

山下委員

これまでに承認した（浮魚礁の）数というのは把握しているのでしょうか。沖永良部（島漁協）は、中層型4基となっておりますが、記憶の中では（もっと承認を）受けていると思うので。これまでにどれくらい承認されているのかなと思ってですね。

丸山書記

現況調査では、これまでに承認した数を各設置主体に示した上で、それらが現存しているか否かといった形で調査を行いました。これまでに承認した数については今確認しますので、少しお時間をください。

茂野会長

その間に、他に御意見や御質問はありませんか。

奥田委員

（大和村で設置した）浮魚礁の中層なんですけれども、3年ほどしたら沈下してですね、海面上から約20メートルくらいのところに中層型のを投入しているんですけれども、3年くらいしたら50～60メートルくらいに沈下しているんですよ。この沈下を止めるための浮きの計算というのはできないんですかね。どのくらいの浮きをつけて、沈めた方がいいとか。分からないもんですから。私たち大和村が投入したのが、（今）60メートルくらいのところにあるんですよ。20メートルくらいのところに投入したつもりが、他にいろんなものが、牡蠣とかついて沈んでいったんだろうと思うんですけれども、その投入する深さと場所とか、浮きの大きさとか、何か計算する方法はないんですかね。3年くらいで沈んでしまうんですよ。大きい浮きをつけたつもりなんですけれども、沈下して60メートルくらいのところにあるので、集魚していないんですよ。投入したときには20メートルくらいのところに設置しているのに、深さとか、浮きの大きさとか、そういうのが計算できれば。それと、アンカーの問題だと思うんですけれども。

宍道事務局次長 | 今すぐに、どうすればという答えを持ち合わせていないところですが、今御指摘のように、立派な浮きをつければつけるほど、今度はアンカーをしっかりしたもので固定しないといけないとか、全体の規模的なことですね。それと設置する場所の海流などで、吹かれれば当然沈むという形にもなりますし、透明度とか、光が当たりやすいとかいうことで汚れやすいとか、付着物がつきやすいとか、色々、場所によってどのくらいで設定した期間よりも早く沈んでしまいがちな場所であるか、長持ちする場所であるかというのは決まってくるのかと思いますので、なかなか、この場所であればこれくらいの規模で、というのが、魚礁会社というのがその点を指導してくださるのか分からないですけれども、（漁業）集落レベルの活動の中で、比較的簡易なものを設置する場合には、それ以上に立派なものを設置する予算的なこともあるでしょうから、ある程度やむを得ない部分もあるかと思います。

奥田委員 | そういうのを設計する会社とかはないんですか。

宍道事務局次長 | 恐らく浮魚礁を設置することを専門とされている魚礁会社というのがあるでしょうから、相談するとすればそういったところになるかと思いますが、そういったところの品物を入れるとなると、予算的には（漁業）集落の規模ではできないとかということがあると思います。

奥田委員 | 今話をしているのは、漁業集落で設置したものではなく、県の地域振興基金（地域振興推進事業）で設置したものですよ。確か、700万円くらいかけて設置したものなんですよ。

茂野会長 | 今の話は、ここで結論の出る話ではないと思いますので。他に御意見はありませんか。

篤委員 | 漁港漁場課の漁場開発係で浮魚礁を設置する場合に、しっかりしたデータに基づいて、それに見合ったアンカーの重さ、ロープの太さ、浮力のあるものというのを全部計算して出していると思うんですよ。それに倣って照会をされたりするとそういう形のもので出てくるかもしれませんが、先ほど事務局からも話のあったとおり、（業者に相談すると、）では当社の製品を使ってねという話もあるかもしれません。一番原因となるのが付着物ということであれば、付着物のつかないものを使うとか、あるいは2～3年経ったら交換できるようなシステムを作るとか、ちょっと工夫をしていかないと、予算をかけられるのであればそれなりのものができるかもしれませんけれども、自分たちのできる範疇でやれる方法を考えて、少しでも長持ちするようになさるのがいいのかなと、ということで、漁港漁場課に相談されるのも一案かもしれません。

- 奥田委員 県漁連を通じて恐らく注文をしたんですよ。（設置したものが）牡蠣が付かないとかという話もあったわけですからね。それが重さに耐えられなくて60メートルくらいまで沈んでるんですから。何でだろうと思って。潮の流れが強かったら100メートルくらいのところまで行くわけですから。（設置されている浮魚礁が）寝てしまうんですよ。
- 宍道事務局次長 県で設置をしたものは、ある程度耐用年数を過ぎたものは取り替えといたしますか入れ替えるということ予算の範囲内で順次行っていくと思っておりますので、そういう効果がなくなってきているものから優先的に新しいものに取り替えていくということになっていくと思っておりますので、御理解いただければと思います。
- 奥田委員 私たちが投入したのは、県の地域振興推進事業を活用し、1/2の補助を受けて設置したもの。700万円くらいの事業費だったと思うけれども、それが沈んでいる訳ですから。牡蠣が付いて沈むというのはおかしいなと思って。何のために設置したのか分からないと。（設置してから）3～4年くらいだと思っただけ。
- 鳥居委員 先ほど奥田委員から、（設置してから）3年ほどすると沈んで効果がなくなるという話もありましたが、今年度の実績報告があった際に、（その報告内容が）来年度4月以降に委員会でそれが示されると思っておりますけれども、その時にどの程度の範囲でお示しいただけるものなのか知りたいです。例えば魚礁単位なのか、島単位なのか、その点について教えてください。
- 丸山書記 これまでに委員会で実績報告の内容をお示ししたことは恐らくなかったと思っておりますので、御希望に添ってお示ししようと思っております。報告内容は、各設置主体から設置した浮魚礁ごとに報告が出てくると思っておりますので、それをどのように取りまとめて委員会で報告をするかということになりますので、こういった形でも報告可能かと思っております。あとは、今年度実施した現況調査について、全てから回答をいただけた訳ではないので、どの程度実績報告の提出があるかということのも気になるところです。
- 鳥居委員 実績報告は義務ではないのですか。努力義務ですか。

丸山書記 取扱要領において報告について定めているので義務ではありますが、こちらから提出するよう呼びかけたことに対し、どの程度ちゃんと応えて提出をしていただけたかというところが気になっているところです。提出がされるようにしっかりと指導したいと思っています。

鳥居委員 (委員会に実績報告の内容を示す際の) 単位のお願ひなんですけれども、魚礁単位だともものすごい数があつて大変かと思ひますので、島ごとくらいで出していただけたらと大体どういった状況なのかということが分かるかと思ひますので、よろしくお願ひします。

丸山書記 先ほど山下委員より御質問のあつた件について、調査前に把握していた浮魚礁設置数は123基でした。

篤委員 1つ確認ですが、浮魚礁が流失した場合に、同じ場所に設置する場合には補充届が出されると思うのですが、補充届を出せば承認済ということでもよろしいんですかね。

丸山書記 補充届を出す場合の要件としては、流失後、当初設置していた場所と全く同じ場所に同じ形態の浮魚礁を設置する場合で、違う場所に設置する場合や違う形態の浮魚礁を設置する場合には新たに設置するものとして敷設承認申請を行つていただく必要があると考えます。

茂野会長 他に御意見や御質問はありませんか。
それでは、質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 御異議がないようですので、議事2については、そのように決定することといたします。

【議事3 うみがめの採捕についての指示について（協議）】

茂野会長

それでは、次に、議事3【うみがめの採捕についての指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

それでは、議事3について御説明いたします。資料3を御覧ください。「うみがめの採捕に係る委員会指示について」でございます。

「うみがめの採捕に係る委員会指示」につきましては、平成4年に最初の指示を出しましてから所要の改正を行いつつ、3年ごとに有効期間の更新を行ってまいりましたが、現行の委員会指示の有効期間が今年の3月31日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新と事務取扱要領の更新を行うものでございます。なお、今回は、改正内容の説明の前に、簡単ではありますが、これまでの経緯につきまして御説明いたします。

まず、昭和55年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」いわゆるワシントン条約によって、うみがめ類の国際取引が禁止されることとなりました。その後、昭和63年には、本県におきまして「鹿児島県ウミガメ保護条例」が制定・施行されまして、海岸に上陸しているうみがめ及び卵の採取は原則禁止ということになりました。その後、平成3年度に入りますと、国から県に対しまして「海亀の採捕及び卵の採捕の禁止」につきまして、委員会指示で禁止するなど海亀の保護策をとるよう指導がありまして、これを受けて、平成4年3月に本県は、「うみがめの採捕に関する委員会指示」を出すこととなりました。国内におきましては、同年の6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」いわゆる種の保存法が施行されまして、その内容は、委員会指示に従って採捕されましたうみがめ又はこれらの個体から繁殖させたもの以外のうみがめの譲渡しが禁止となりました。2年後の平成6年には、採捕実績のある方のみ採捕を認めることと、採捕枠は実績に応じて承認数を国が決定するとの国から県に対する指導がありまして、現在の承認枠は、令和2年度まで毎年度承認を行っていた方の当時の実績でありますタイマイ50頭、アオウミガメ6頭合計56頭となっております。以上がこれまでの経緯であります。

それでは、具体的な改正内容につきまして御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。こちらが委員会指示の新旧対照表であり、アンダーラインの部分が今回の変更部分でございます。今回の改正では、現在の指示内容を大幅に変更するような中身の修正はなく、年次等の改正のみを行いたいと考えております。

上から順に御説明いたしますと、まず、前文におきまして、指示番号及び指示年月日を改めております。なお、指示年月日は、県の公報掲載日となりますので、現時点では、空欄にさせていただきます。

次に「10」の有効期間でございますが、新しい委員会指示の有効期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間と改めております。

続きまして、資料の2ページから3ページに承認取扱要領の新旧対照表を掲載しております。この中で2ページの前文でアンダーラインの部分ですが、指示番号を委員会指示内容と合わせるため第4-3号と改めております。

また、附則の部分につきましても、施行日を令和5年4月1日に、失効日を令和8年3月31日に、それぞれ改めてございます。

様式につきましては、3ページの「うみがめ(の卵)採捕承認申請書」のアンダーラインの部分に、新しい委員会指示番号第4-3号が入ることとなります。

なお、4ページから8ページに、改正後の委員会指示及び取扱要領の全案文を資料として添付してあります。これらにつきましては、お目通し願います。

また、9ページには、平成4年度から令和3年度までの奄美大島海区におけるうみがめ採捕承認実績を掲載しております。当海区では、平成4年度以降毎年度1名から申請があり、承認してきたところですが、令和2年度を最後に申請がないため、令和3年度以降うみがめ採捕承認の実績はありません。

次に、10ページから14ページにかけましては、県水産振興課が県下各漁協を対象に実施したうみがめによる漁業被害実態調査のとりまとめ結果を掲載しております。10ページに主なとりまとめ結果の概要について記載され、11ページ以降に各漁協の回答の詳細について記載しております。奄美大島海区だけを抽出しますと、うみがめによる被害があると回答したのが8漁協のうち5漁協、被害傾向について増加傾向と回答したのが2漁協、変化なしが4漁協でした。詳細につきましてはお目通し願います。

最後に、委員会指示の周知につきましては、県の公報に掲載されたものを漁協、市町村、奄美海上保安部に送付の上、周知に努めていきたいと考えております。

議事3についての説明は以上です。よろしく願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

中田委員

うみがめの被害の状況調査について、奄美漁協の理事会において、うみがめによる漁業被害について頻繁に話が出ていて、まず網がよくやられる、あとは、ゴールデンウィークにかけてコブシメがどんどん産卵をするんですが、珊瑚の間に卵を産むんですが、それを食べてしまうんですよね、珊瑚を破壊してまで。それを実際に見てるものですから。あとは、今の時期の藻、海藻もどんどん食べてしまうんですよね。かめ自体が増えていると、間違いなく。夏になると特に目立つんですけど、そこら辺に5頭、6頭と、陸からそんなに離れていないところに。確実に増えています。漁業者は困っているという話をしているのだけれども、条例で決まっているので手が出せない。これは何とかならないだろうかという話はよく出ています。今回を機に、実際に申請を受けて採捕をしている人がいないので、新聞で上陸する数が減っているという話があるけれども、ところが、実際には（漁に）出ている人などからは、毎日のことだから、増えていると、特に潜水漁の人からは話を受けているので、それも踏まえてこれから検討していかないといけないと思うんですけれども。ここでどうするかという話ではなくて、そういう実態を受けて、これから県のほうでも検討してもらえたらと思います。

茂野会長

今の意見に対して、事務局からは何かありませんか。確かに、うみがめの（漁業）被害というのは様々なところから出ているんですよね。瀬戸内（漁協）でも、（古仁屋）漁港内に（かめが）たくさんいて、それを見に来る観光客も増えていると。かつお船の網や養殖の網を破るとか、被害が出ているんですけれども、条例で捕獲できないことになっていきますからね。

宍道事務局次長

非常に回答の難しい案件かと思いますが、実際、毎日海に出て見ておられる皆様からの（うみがめが）増えているという情報は確かなのだと思います。それで実際に操業上の不利益を被っておられる方がいらっしゃるというのもあるかと思いますが。例えば、陸上生物が増えすぎて農作物に被害を与えるといった場合には、個体数を把握した上で適切な個体数に抑えるように対応して、処分した個体はジビエとして食べるといったことをしながら産業との両立を図っていくということも行われているところですが、海の生物の場合は、鮫にしてもかめにしても、海の中に一体どれくらいの個体がいる、どれくらいが適切な個体数なのかということのを誰も計算することができないということで、科学的根拠に基づく対応が難しいという背景があることを御理解いただきたいと思います。

奥田委員

うみがめ保護条例というのは、全国的に制定されているものですか。

丸山書記	正確な情報を手元に持ち合わせておりませんが、恐らく全国的に制定されているものだと思います。
茂野会長	他に御意見や御質問はありませんか。 それでは、質疑もないようですので、議事3については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事3については、そのように決定することといたします。

【その他 特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）】

茂野会長	次に「その他」ということで、県水産振興課から1点報告事項があるとのこと。項目は、【特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について】です。それでは、県水産振興課から説明をお願いします。
加治屋技術専門員	<p>特定水産資源に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてということで、報告事項が2件ございます。資料のほうは、右肩に資料4と書いてあるものと、もう1枚、タイトルの後ろのほうに「運用について②」と書いてある資料の2枚で御説明いたします。くろまぐろの漁獲可能量について2件の変更があったため、その内容を報告するものです。</p> <p>まず、右肩に資料4と書かれている資料で御説明いたします。経緯ですが、秋田県からクロマグロ小型魚5トンと大型魚5トンの譲渡があったことから本県クロマグロ漁業の管理区分に配分したものです。配分の方法につきましては、先ほども少し説明しましたけれども、資源管理方針に記載があるということで、配分量の1割を本県の留保する、残りの9割を、平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するというので、管理年度中に国から追加配分等によって本県の漁獲可能量が増加した場合は、その配分基準に準じて当該増加量を配分するというものがございます。</p>

配分の方法につきまして、具体的には、今年度配分したルールをそのまま適用したということでございます。配分量の1割を留保すると。令和4管理年度は、令和2管理年度の漁獲実績をもとに、管理区分ごとに以下の比率で配分したということで、譲渡された量についても当該比率を適用したということでございます。小型魚につきましては、定置漁業とその他漁業で72：28の比率で配分しております。大型魚につきましては定置漁業とその他漁業で55：45の比率で配分しております。

まとめたものが下の表になります。まず、小型魚ですけれども、変更前が定置漁業で10.8トン、その他のくろまぐろ漁業が4.2トンでございました。こちらのほうが、先ほど上半期と下半期というのが分かっていると御説明したんですけれども、最終的に、その上半期と下半期を足した数量になります。県の留保枠が1.4トンありまして、合計が16.4トンということでした。追加配分量につきましては、定置漁業に3.2トン、その他の漁業に1.3トン、県の留保として0.5トン取っております。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が14トン、その他のくろまぐろ漁業が5.5トン、県留保枠が1.9トンとなっております。合計で21.4トンとなっております。

その下が大型魚になっております。変更前の漁獲可能量ですけれども、定置漁業が5.3トン、その他のくろまぐろ漁業が4.8トン、県留保枠がこの時点では0ということになっておりました。追加配分につきまして、定置漁業に2.5トン、その他のくろまぐろ漁業に2トン、県の留保枠として0.5トンを残させていただいております。変更後の漁獲可能量につきましては、定置漁業が7.8トン、その他のくろまぐろ漁業が6.8トン、県の留保枠が0.5トン、合計が15.1トンとなっております。

こちらにつきましては、令和5年2月3日付けの県公報で告示しております。

次に、タイトルに②と書いた資料で御説明いたします。まず経緯ですが、くろまぐろに関しては、都道府県による譲受というのが、先ほども秋田県から5トンもらったということがあったんですけれども、国の仲介で都道府県間の融通がなされております。その結果、本県に対してくろまぐろ小型魚0.3トン、大型魚0.6トンの追加配分がありました。

配分と漁獲実績ですけれども、小型魚、大型魚とも追加配分量が多くないことから、全量を県で留保させていただいております。結果として、変更前が定置漁業が14トン、その他のくろまぐろ漁業が5.5トン、県の留保枠が1.9トンということだったんですけれども、変更後、各管理区分に変更はなく、県の留保枠が2.2トンということになっております。漁獲の実績ということで、2/14付けで（定置漁業が）13.4トン、あとその他の漁業が3.6トンという実績になっております。大型魚につきましては、変更前の漁獲可能量が定置漁業が7.8トン、その他の漁業が6.8トン、県の留保枠が0.5トンということだったんですけれども、変更後、各管理区分の変更はないということで、県の留保枠が1.1トンになったということでございます。漁獲実績につきましては、2/14付けでございますけれども、定置漁業が6.7トン、その他の漁業が4.8トンという実績になっております。

今後の予定としまして、こちら、県の留保枠が増えたということですので、県の公報と、県ホームページに公表するということで、県の公報につきましては2月24日の公表を予定しております。

その他ということで、留保枠の運用の仕方などについて御説明いたします。まず、各管理区分の（漁獲実績が）漁獲可能量を超える場合がございます。そういった場合に、超過した量を留保枠から補填するというをしております。実は、先ほど、2/14時点の漁獲実績を報告したんですけれども、さらに積み上がっておりまして、超過が起こった場合にこの留保枠から使わせていただくこととなります。

あともう一点、補足と言いますか、漁獲可能量について1点御説明したいことがあって、（2）という項目を設けております。今年度使い切れなかった漁獲可能量はどうなるのか、という御質問を受けるものですから、そのことについて御説明させていただきます。今年度未利用となった漁獲可能量があった場合、小型魚は1.4トンを、大型魚は0.9トンを上限に来年度、令和5管理年度の漁獲可能量に加算することができるとなっておりますので、補足で御説明させていただきました。

以上でございます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありますか。

篤委員

1点、秋田県からまぐろの譲渡があったということでしたけれども、まぐろの譲渡があった漁獲可能量を留保枠として配分するのは特に問題はないのでしょうか。

加治屋技術専門
員

ルール上は問題ないと思っております。どうしても定置網とかという漁業もそうなんですけれども、一日で漁獲量がどんどん積み上がってしまう可能性があるものですから、こういった留保というのを取らせていただいたということでございます。もし留保として使い切れなかった分があったとしても、1.4トンを上限に来年度に繰り越せるということで、ルール上は特に問題ないと考えております。

篤委員

もう1つ、定置漁業とその他の漁業で配分しなければならないんでしょうか。

加治屋技術専門
員

ルール上、そういう記載がありますので、恣意的にどちらかに配分しないということはし難いというように考えてそのように配分しました。

篤委員

分かりました。多分、鹿児島県が足りないからということで秋田県から譲ってもらった手前、それを足りないところに重点的に配分するのかなと思っていたものですから、従来どおりのルールで配分するとはちょっと思っていなかったものですから、質問させていただきました。

茂野会長

他に御意見や御質問はありませんか。
それでは、質疑もないようですので、この件については、これで終了いたします。

【その他 使ってもよい漁具と漁法について（報告）】

茂野会長

次に、事務局からも追加で報告事項があるとのことなので、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

その他の項目において、事務局より1点報告がありますので、お時間をいただたく存じます。資料5を御覧ください。こちらは、「使ってもよい漁具と漁法について」を県ホームページにて公開しているものをプリントアウトしたものでございます。

昨年6月の漁業調整委員会の開催後に、一昨年、奄美大島海区管内8漁協を対象に実施した「遊漁者のやす等の使用に係るトラブル等の有無」についてアンケートを実施した結果について説明しましたところ、委員より、「沖縄県などは、遊漁者が行ってはいけないことについてホームページ内で分かりやすく説明をしているが、鹿児島県ではそういった取り組みがなされていないので、遊漁者が行ってはいけないこと等について、県ホームページへの掲載等を通じてわかりやすい周知をお願いしたい。」との御意見をいただいたところです。

いただいた御意見を県水産振興課へ伝達しましたところ、同課において対応について検討され、今回、県ホームページのほうで資料5の内容で周知を行うこととなったとのことで連絡がありましたので、本日、御報告させていただきます。

ホームページでは、使用できる漁具として、「トローリング、延縄（はえなわ）を含まないさおづり及び手づり」、「たも網及び叉手網（さであみ）」、「船を使用しない投網（とあみ）」、「は具、ほこ突き、やす」並びに「潜水器を使用するものを除く徒手（としゅ）採捕」と紹介した上で、「は具、ほこ突き、やす」に含まれない道具として、水中銃など、発射装置を用いて投射して目的物を突き刺すもの、突き刺した時、柄が手元から離れているもの、やすの先端が柄に固定されていないもの、チョッキ銚のように先端が柄から外れているものは使用できませんと説明し、3ページのとおり、チョッキ銚の例を写真で確認できるようになっています。そして、潜水器、アクアラング等の簡易潜水器による採捕も禁止されている旨も併せて明示されています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

中田委員

ホームページの内容更新、ありがとうございました。（これまで、使ってはいけない漁具等が）分かりづらいのも1つだし、当時、話をしたのは、柄の長さの規定がないと。これをどれくらいまでにするかという話になるんですけども、大体1メートル80センチくらいまでとか。そうしないと、いくらでも長くなれば、もう遊漁者の域を超えてしまう。今現在、そういう素潜りをさせる、都会から人を呼んで、というのがありますよという話をして、この長さを規制しないと、遊漁の域を超えて、元々、奄美漁協の理事会で出た話として、死活問題だという話が出ただけけれども、魚を捕ったりするのにに対する規制はできないだけけれども、道具の規制はできると、全国的に探したら結構あると、長崎で現在検討しているという話が前回か前々回に出ただけで、そこも参考にして、できるだけ規制をかけていかないと、観光客が増えて、長いしっかりした手鉾というのは、夏の間とかよく見かけるんですよ。手鉾の長さ、使うなという話にはできないんだけど、ある程度（長さの）規制をしていかないとまずいんじゃないかという話を1年以上前からずっとしていて、奄水協（奄美群島水産振興協議会）で意識統一をしてもらいましょうという話もしたけれども、（事務局が）各漁協にアンケートを取って、それで終わってしまってるんですよ。実際どこまでできるのかというのを、まずはホームページで、使ってはいけない漁具というのをしっかり周知して、その次は、規制をするかというのを検討してもらって。私が最初に出した話で、まだ進まないのかと言われるので。まずは、ホームページで周知がされたということでありありがとうございます。

茂野会長

事務局へ、やすの長さの規制とか、そういったことはできるんですかね。どうなんですか。

宋道事務局次長

本庁とも検討を進めてまいりたいと思います。本庁では、全国の事例を把握しているかもしれませんが、今後また検討を進めていきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

杉委員

これを見ると、突き刺したときに柄が手元から離れたものはだめとなってますけれども、柄を見ると、ゴムがついていないですよ。ゴムが付いている場合、ゴムで発射して、手から柄が離れているのはいいのか、そこの曖昧さがあるので、ゴムが付いてなければ、そんなに簡単に魚は突けないと思うんですよ。ゴムが付いていていいのか、ゴムが付いていないかによってかなりの差が出てくると思うんですよ。そのところが曖昧になっていると思うので、もし可能であれば、ゴムが付いているものがだめということであれば、かなり魚を捕る可能性が減ってきますので、規制にもなるんじゃないかと思っております。

宍道事務局次長 | ゴムも、どのくらいのゴムかというのはあると思うんですけども、大きなスーパーなどで売ってますよね。子どもたちが竹のやつに、やすみみたいなものにゴムが付いていますよね。それに指を引っかけて離せば、ゴムの力で数十センチ飛んでいくと。手を離しても手の中に柄があるという、そういう形で使う分にはよいのではないかということで、そこまではとがめてないわけですよね。

杉委員 | 専門的に魚を突いている人たちが持っているのは、アルミ素材のやつだと思うんですけども、けっこう（柄の）長いやつで、ゴムも付いててやっていますので、そういうところで、（柄の）長さの制限をした方がいいのではないかという話になっていますので、できるのであれば、長さ制限をした方がいいのではないかと思います。

宍道事務局次長 | 資料の4（2）にあるのがそういったことを意味しているということで、手をグーをパーにしたときに、柄が中に収まっているかどうかで判断をするという考え方になっています。セミプロのように、インターネットで購入できるような上等なものを使ってらっしゃる方は、柄が手の中に収まらないようなものを使ってらっしゃる可能性があって、それはだめですよということをここで公表している訳ですから、そこは（現場を目撃したときには）咎められるということですよ。

中田委員 | ゴム付きの話ですが、当然、（柄が）長いもので、つなげて4メートル、5メートルの長さのものにゴムを付ければ、ある程度のものが捕れるという話なんですけど、スーパーで、子どもがゴム付きのものを買って楽しむ分には別にいいんじゃないのと、（厳しい）規制をかけたら、島では子どもたちも何もできませんよと、私たちも子どもの時にそうやって育ってきて、自分たちが子どもの時にはまさか4メートル、5メートルの（柄の）ものが出てくるなんて思いもしなくて、1メートル50センチとか2メートルぐらいのもので、素潜りで楽しんでたというのがあるので、そのレベルだと、私たち漁業者から苦情が出てくる話ではないんです。遊漁者としてどこまで、楽しんでねというレベルでやってほしいと。それも踏まえて、長さを規制すれば、ある程度（遊漁者と漁業者のトラブルは）解決するだろうということで、ずっと長さ規制の話をしてきているのです。ここですぐ解決する話ではないので、引き続き検討のほうをよろしくお願いします。

茂野会長

柄の長さ規制については、県の方で引き続き検討のほうをよろしくお願ひします。

他に御意見や御質問はありませんか。

それでは、質疑もないようですので、この件については、これで終了いたします。

【その他】

茂野会長

その他、事務局、あるいは委員の方から何かございますか。

宍道事務局次長

資料はございませんが、口頭で報告させていただきます。先日来、沖縄のソデイカ漁船に対する御意見等いろいろあったかと思えますけれども、奄美大島海区漁業調整委員会事務局から沖縄海区漁業調整院会事務局に対し、そういった話を耳にしておりますとのことで伝えましたので、その内容について報告いたします。

メールで情報提供したところなんですけれども、2月13日付けでございます。1点目、沖縄県のソデイカ漁船の中に、旗数制限、これは50マイル以内30本、予備を含めてですね。50マイル以遠50本という制限がありますが、これを守っていない船がいるようだというのが1つ目。特に3人乗りの大型船については60本、70本使っている船もあるというような話もあるようです（2つ目）。それから3点目、これは、最近の話ではなく、沖縄県のほうでは半ば黙認されているようなところもあるんじゃないかというようなことも耳にしておりますということも伝えました。それから4点目、これまでも、沖縄県は、（ソデイカ漁が）12月解禁ということで奄美大島海区とは1か月ずれ（11月解禁）があるわけですが、奄美海区に対して沖縄と歩調を合わせて12月解禁としていただけないかという呼びかけがあるわけだけでも、その呼びかけをする前に、沖縄県側が設定した旗数制限をまず守らせるのが先ではないかという意見もありますということも伝えました。それから（5点目）、これは沖での話になりますけれども、かつては、沖で1ワット無線で同じ周波数帯でソデイカ船同士が沖縄と奄美で交信ができる体制でやっていたところが、最近は、10ワット無線や20ワット無線と周波数の違うところで沖縄船が使うようになって、色々沖で交信ができなくなっているということで、これも以前の体制に戻してほしいとの意見が出ていますと伝えてあります。それから（6点目）、沖縄船団が、主に喜界島の東側、早町漁港のほうに基地のようにして15隻ぐらいですね、二級船がやってきて基地のように操業しているようです。しけの日などは近いところで日帰り操業したりするということなんです。できれば、沿岸での操業は遠慮してもらいたいとの声が出ていますとの、以上6点について沖縄海区事務局のほうに伝えております。

沖縄海区からは、直ちに沖縄県漁連と情報を共有すると、また、沖縄県の内部の漁業者からも同様の情報を聞いているとのことで、取り締まり強化をしていく必要があるのではないかとということで検討をしているところとのことで、引き続き情報を整理して、把握できた情報・結果については回答しますとのことで、沖縄海区からの返答待ちという状況です。以上、報告いたします。

杉委員	奄美大島海区内でも様々な考え方があるようですので、次のソデイカ漁に係る委員会指示の更新に係る協議までにまとめて発出できるようにやっていきたいと思えます。お願いします。
茂野会長	他に何かありませんか。
丸山書記	次回の委員会ですが、3月14日、火曜日の15時から、隣の大会議室で開催しますので、どうぞよろしくをお願いします。
茂野会長	その他、何かございませんでしょうか。
各委員	(特になし)
茂野会長	特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。 議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
吉元事務局長	これをもちまして、第268回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



中田 留弘



鳥居 享司

